カルタヘナ法に基づき第一種使用規程を承認した 遺伝子組換えウイルス (がん疾患の犬・猫の治療に使用するもの) (承認順)

カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)) に基づき、生物多様性影響が生ずるおそれがないとして環境大臣及び農林水産大臣が第一種使用規程を承認したがん疾患の犬・猫の治療に使用する遺伝子組換えウイルスは以下のとおりです。

平成 30 年 3 月 15 日現在

番号	ウイルスの種類	名称及び承認取得者	対象疾患	第一種使用等の内容	承認日
1	麻疹ウイルス	SLAM blind 変異導入麻疹ウイルス(HL株) (SLAM blind H, measles virus)、SLAM blind 変異及び EGFP 遺伝子導入麻疹ウイルス(HL株) (SLAM blind H, EGFP, measles virus) 【国立大学法人東京農工大学】	犬の 乳がん	獣医療法に基づいて開設の届出が行われ、その構造設備が獣医療法に基づく基準に適合している診療施設における動物の治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	H30.3.15

参考:承認した遺伝子組換え麻疹ウイルスに係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)の LMO 関連情報 (http://www.biodic.go.jp/bch/bch/3.html) から検索できます。